

第四十号

徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正について

徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例

徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例（平成十八年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「介護給付費等」の下に「又は地域相談支援給付費等」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、徳島県障害者介護給付費等不服審査会に審査を求める事件について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。